

浪江町エネルギーセンター整備事業
に係る事業実施協定書

令和 8 年 5 月

浪 江 町

浪江町エネルギーセンター整備事業に係る事業実施協定書（案）

浪江町エネルギーセンター整備事業（以下「本事業」という。）に関し、浪江町（以下「甲」という。）と●、●及び●をその構成員、●をその代表者とする乙（以下「乙」という。）との間で、下記のとおり事業実施協定（以下「本協定」という。）を締結する。

記

1 事業の名称

浪江町エネルギーセンター整備事業

2 実施場所

双葉郡浪江町大字権現堂字北深町5地内

3 施設の概要

エネルギーセンター管理棟・水素貯蔵格納庫

4 提案価格

(1) 浪江町エネルギーセンター整備工事

業務委託料 金 円（消費税及び地方消費税額を含まない）

(2) 浪江町エネルギーセンター整備監理業務委託

業務委託料 金 円（消費税及び地方消費税額を含まない）

(3) 前2項の提案価格は、工事請負契約における契約金額の上限額（以下「契約上限額」という。）として取り扱うものとし、実施設計完了後に行う見積合わせにより確定する工事金額は、契約上限額を超えることができない。

5 添付書類

(1) 浪江町エネルギーセンター整備事業公募型プロポーザル実施要領

(2) 浪江町エネルギーセンター整備事業要求水準書

(3) リスク分担表

(4) 提案書類一式

6 協定条項

（目的）

第1条 本協定は、本事業選定手続において、乙の技術提案を選定したことを確認し、甲と乙による浪江町エネルギーセンター整備事業に係る契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(当事者の義務)

第2条 甲及び乙は、事業契約締結に向けてそれぞれ誠実に対応し、事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。

2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、提案書等を遵守するとともに本事業選定手続に係る甲の要望を尊重する。

3 乙は、提案価格に基づく事業費額を下回るように実施設計業務を行うよう最善の努力をする。

4 乙は、設計及び施工を一体として実施するデザインビルド方式に基づき、設計内容と施工内容の整合を確保し、設計の不備に起因する施工上の不具合について一体的に責任を負う。

(契約の締結)

第3条 本協定締結後、甲は乙と工事請負仮契約を締結するものとし、当該仮契約は、議会の議決をもって本契約として効力を生じる。

2 前項の議会議決は、本事業に係る契約を発効させるために令和8年度において行うものとし、工事本体に係る支出負担行為は、継続費の設定に基づき令和9年度以降に行うものとする。

3 本協定に基づく契約は、継続費(3か年)により実施されるものであり、設計及び施工を一体として実施するデザインビルド方式により行う。なお、令和8年度においては設計業務及び工事に係る準備行為を実施し、工事本体に係る支出負担行為は令和9年度以降に行う。

4 監理業務については、別途、年度ごとに業務委託契約を締結する。

(有効期限)

第4条 本協定は、本協定の締結の日から工事請負契約が締結された日まで、又は、価格等交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし、第9条から第12条までの規定は、本協定の有効期限終了後も有効とする。

(契約手続等)

第5条 甲は、乙から引渡しを受けた当初設計成果品(実施設計の初期版)を基に、最終的な工事費を確定するために必要となる工事費内訳書を付した見積書及び見積条件書(以下「見積書等」という。)の提出方法等を乙に通知する。

2 乙は、前項の通知に基づき、見積書等を作成し、甲の指定する方法により提出する。

3 甲及び乙は、見積書等の内容について協議を行い、必要がある場合には、仕様縮減、代替案の採用その他の合理的な方法により、契約上限額の範囲内で調整を行うものとする。

4 前項の協議により調整内容が合意された場合、乙はその内容を反映した見積書等を第2項と同じ方法により提出する。

5 積算基準類に設定のない工種等について、乙が機材別内訳を提出せず、一式にて協議が成立した場合には、当該工種等については工事請負契約書第25条に基づく請求の対象外とする。

6 乙は、最終的な見積書等を提出し、甲と見積合わせを行う。

7 甲及び乙は、前項の見積合わせの結果、最終的な見積書等における工事金額が契約上限額以下である場合に限り、工事請負契約の変更契約を締結する。

- 8 第3項の協議において、仕様縮減・代替案の検討等を行っても契約上限額の範囲内に収まらず、合意に至らなかった場合は、価格等の協議が不成立となるものとする。
- 9 本条に基づく見積合わせは、実施設計完了後に工事金額を確定させるための手続であり、契約上限額の範囲内で工事内容を調整することを目的とする。
- 10 前項により協議が不成立となった場合、甲及び乙は、協議不成立の事実及び理由を記録し、双方が確認のうえ本協定を終了する。なお、本協定の終了は、工事請負契約の締結義務を生じさせない。

(価格等の交渉の不成立)

- 第6条 甲及び乙のいずれの責にも帰すことができない事由により、価格等の交渉が不成立となった場合、甲は、不成立となった旨とその理由を書面により通知する。
- 2 価格等の交渉が不成立となった場合、既に締結した契約に基づく委託費、請負代金を除き、本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第9条から第12条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。協議不成立は、乙の責めに帰すべき事由によらない限り、乙の評価その他の不利益な取扱いを受けるものではない。
 - 3 本条における「既に締結した契約」とは、実施設計業務に係る契約その他本協定に基づき既に履行された契約をいう。

(契約の不締結)

- 第7条 甲は、次に掲げる場合に限り、契約を締結しないことができる。
- (1) 予算等の措置が講じられていないとき。
 - (2) 乙の経営状態が健全でないと認められるとき。
 - (3) 乙が建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けているとき。
 - (4) 設計業務の成果品の内容が、乙の提出した技術提案書の内容を反映したものでないと認められるとき。
 - (5) 乙が本事業に必要な高圧ガス保安法に基づく許可申請、特区特例許可申請その他の手続において、正当な理由なく必要な協力を行わないとき。
 - (6) その他乙と契約を締結することが不適切であると認められるとき。
- 2 乙は、次に掲げる場合に限り、契約を締結しないことができる。
- (1) 甲の承諾を得たとき。
 - (2) 天災その他避けることができない事象のため契約を締結することができないとき。

(甲の解除権)

- 第8条 甲は、前条第1項の各号のいずれかに該当する場合には、この協定を解除することができる。
- 2 甲は、乙が前条第1項第2号から第5号の規定のいずれかに該当するため、前項の規定に基づきこの協定を解除したときは、甲の生じた実際の損害額について、乙に対して損害賠償を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは継承させ、又は担保に供することその他の一切の処分を行わない。

(秘密保持等)

第10条 乙は、本協定に関連して甲から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は甲の承諾なしに第三者に開示してはならない。

(協定内容の変更)

第11条 本協定書に規定する各事項は、甲及び乙の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法)

第12条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、福島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(書面主義)

第13条 本協定書に定める申出、通知および契約の締結は、書面により行う。

(補則)

第14条 本協定書に定めない事項、本協定書に関して疑問が生じた事項等は、必要に応じ、甲と乙が協議して定める。

2 本協定に基づく契約は、契約上限額方式を採用し、実施設計完了後の見積合わせにより工事金額を確定するものとする。

本協定締結の証として、この協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 浪江町
代表者 浪江町長

乙